

配偶者暴力防止法改正の見直しに関するNGOの意見等について

1. 「被害者のためのDV防止法を求める全国連絡会」について

2001年2月、共生社会調査会PT主催意見交換会をきっかけに設立。国会審議に向けての活動を行う。法制定後、2001年5月以降関係省庁との意見交換会、要望書の提出、請願など、都道府県への働きかけなどを行う。被害当事者、民間援助団体、婦人相談員、弁護士、行政関係者、研究者などで構成。MLで情報、意見交換。

2. DV防止法見直しへ向けての活動

現在、WGでDV防止法改正案を検討中。

3. DV防止法見直しの基本的立場

抜本的な法改正が必要

DV防止と被害者への総合的な支援を目的 生活再建

被害者の権利と援助理念の明確化 advocate

被害者支援は第一義的に国の責務であること < = 広域対応、地域間格差是正

NGO・NPO等の民間団体の積極的活用

当事者参画の積極的推進

外国籍の女性、障害を持った人、高齢者などへの配慮

ユーザーの不服申立のしくみの検討

施策評価のしくみの検討

関連法の改正を視野に入れる

内閣府、厚生労働省など中央省庁の役割の再検討

都道府県における積極的な取り組み、先進事例、要検討事例の経験を活かす

4. DVセンターを中心としたDV対応システム 国・都道府県・基礎自治体の役割分担

(1) 問題点

内閣府系列と厚生労働省系列の「また裂き」状態(DVセンターは内閣府の管轄、DVセンターは婦人相談所が多い)

DVセンター、保護命令、一時保護、相談のみに業務限定

DVケースとDVでないケースの区別(ただし、厚生労働省の指導)

DV対応のシステム = 連携・協力体制の未整備 = > 調整機関の不在

広域対応のための調整(母子生活支援施設など、他都道府県との調整)

二次被害 < = 職員の訓練・教育不十分

都道府県間の格差

区市町村の当事者意識の弱さ、役割不明確
特別のニーズを持った人たちへの対応不十分
ハード不十分 一時保護施設、セカンドステップハウス
相談・一時保護の商業化 = > 委託基準の明確化
市区町村の財源不足

(2) DV 対応システムの考え方

1) 国レベル

内閣府 政策調整・苦情処理機能 < DV 防止委員会、苦情処理委員会 >
広報・啓発、評価・監視機能
DV センターおよび具体的援助に関する部署については厚生労働省へ一本化
各省庁の責務、役割を明確化
国としての民間団体への財政援助

2) 都道府県レベル

DV センター 相談、被害者への精神的・医療上の支援、一時保護（民間委託含む）、生活再建支援、保護命令申立支援、就労支援、県と区市町村、区市町村間、行政と民間団体、医療、司法、警察、女性センターなど関連機関との調整、広域対応調整など
政令指定都市も同様に扱う
都道府県としての DV 防止施策の策定、苦情処理機関、評価・監視機関、都道府県内の連絡・協力体制の整備・運営、広域対応のルールづくり、民間団体への財政援助、調査・現状分析、広報・啓発 < DV 防止委員会、苦情処理機関 >
女性センター相談のコーディネート機能（婦人相談員、DV センター相談員、女性センター相談員）

3) 市・区レベル

市区町村の福祉部門に婦人相談員を設置
相談、一時保護、保護命令申立援助
生活再建支援（生保、住民票、学籍簿、健康保険、就労支援、住宅など）
サポートグループ・自助グループ支援
民間団体育成
地域への啓発・広報
グループホーム、地域生活支援センターという構想もある

5 . 改正作業への要望

被害当事者、援助の現場の意見を反映させるしくみを
現状と問題点を十分に把握して、最善の改正を